

令和元年度第1回大阪府総合教育会議

議事録

日 時 令和2年2月6日(木) 午前10時30分から午後0時25分まで

場 所 特別会議室(大)

出席者	知事	吉村	洋文
	教育長	酒井	隆行
	教育委員	竹若	洋三
	教育委員	井上	貴弘
	教育委員	岩下	由利子
	教育委員	良原	恵子
	教育委員	岡部	美香
	政策アドバイザー	向井	正博

1 開会

(本屋企画室長) それでは、ただいまから令和元年度第1回大阪府総合教育会議を開催いたします。皆さまにおかれましては何かとお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。私は本日の進行を務めます企画室長の本屋です。どうぞよろしくお願いいたします。

本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき設置しているものでございます。本日はペーパーレスで行いますので、よろしくお願いいたします。

本会議は公開で行います。傍聴者の皆さまにおかれましては、傍聴要領に記載のとおり、会議を妨害することのないように、よろしくお願いいたします。規定に違反した場合は退場いただく場合がございます。

それでは議題に移らせていただきます。本日は「教員の指導のあり方」「ICTによる教育課題の解決」をテーマにご議論いただきたいと思いますと考えております。

2 議事 教員の指導のあり方について

(本屋企画室長) まず、資料3「教員の指導のあり方について」です。それでは、教育庁より、資料の説明をよろしくお願いいたします。

(向畦地教育監) 失礼いたします。私から説明をさせていただきますが、事例1と事例2を合わせてご説明いたしますので、少しお時間を頂戴いたしますが、ご容赦ください。

まず、事例1でございます。府立支援学校において起こりました体罰と人権侵害発言の事案でございます。

資料2ページをご覧ください。はじめに、事案の概要ですけれども、昨年9月、肢体不自由校のA支援学校の中学部の授業中に、教諭Bが生徒Cの移動を介助していたんですけれども、その際、生徒に右手小指を強く握られました。教諭はその指を痛めておりまして、あまりの激痛に生徒の手を払いのけ、自分の左手で生徒の顎を掴み、長椅子に座らせた上で、大声で「障がい者だからといって許されると思うなよ」「ぶん殴るぞ」と発言をしました。

さらにその直後、生徒が再び教諭の右手に手を伸ばそうとしましたので、教諭は生徒のその手を両手でつかんで、そのまま生徒の胸にドンと押し当てたという事案でございます。この事案は、自分の意思を言葉で表すことが難しい生徒が偶然、教諭の痛めていた指を掴んでしまったものでございまして、生徒の胸に手を押し当てるといった体罰自体、決して許されるものではありません。

また、この教諭の発言の根底には、障がいのある方々に対する大変強い差別意識があるのではないかと考えられます。支援学校におきましてこのような事案を二度と起こさないために、障がい児教育に造詣の深い専門家の方々にご助言をいただきまして、浮かび上がった課題や教訓を明確にした上で対応を行っておりますので、その助言の内容につきましてご説明をいたします。

3ページをご覧ください。1つ目の○印ですけれども、教員が子どもの気持ちを言語化する、としております。まず、当然のことなんですけれども、子どもたちの多様な障がいを理解して、一人ひとりの実態を把握するということが何よりも重要でございまして、指導や支援を計画していく上での前提条件であります。また、教員にとって基本中の基本でござ

ざいます。その上でその子に、パニックやあるいは他人を傷つけようとする、他傷行為というような、特徴的な行動がありましたら、教員は前任からの引継ぎでありますとか、行動観察等から、その行動を起こさざるを得なかった背景あるいはその子の気持ちを推し量り、教員間で共通認識を持ちながら、その子の気持ちを言語化する必要があるということでございます。

具体的には、スライドには記載していませんが、例えば、自傷行為や他傷行為に対しては、駄目という禁止の言葉掛けではなく、まずその子の気持ちに寄り添って「どうしたの?」と問いかけて、「この活動は嫌いな活動だったかな?」というように、その行動を起こさざるを得なかったその子の気持ちを言葉にして返すということでございます。このやりとりは、教員側が一方的にその行動の善悪の判断を下すのではなく、その行動が意味するところを、その子に確認するという作業でありまして、その子にとっては、言葉で確認されることで、一旦自分の行動を受け入れてもらえたという感覚になります。その次の段階として、その気持ちをより望ましい方法で表現できるように、行動変容に繋げるとよいというご助言をいただきました。これが1点目でございます。

2点目は、資料に記載のとおりですが、教員が障がいのあるお子さんを懸命に育てておられる保護者の気持ちにしっかり寄り添っていけるような、そういう人権感覚を涵養することも重要であるというご意見もいただきました。

3点目が、教員のアンガーマネジメントとチーム対応です。障がいのある子どもを指導・支援する中で、子どもがパニックや自傷行為、他傷行為におよび、教員1人では対応が難しい状況になった場合に、教員自身が心に余裕を持って不安や怒りの感情をコントロールして、冷静に対応することでありまして、複数の教員がチームで連携して対応できるということが重要であるというご意見をいただいております。

支援学校では、児童生徒への指導や授業を何人かの教員がチームで行う場面が多くありまして、高等学校より教員同士の関わり合いが濃いというのが特徴にあります。そのため、それぞれの教員の言動が互いに影響し合います。また、他傷行為が多い生徒の指導に主として関わっている教員が、怪我をすることもありますので、生徒に対応するときの怒りの耐性が低くなっていくことが考えられます。ですから、教員間でそれぞれの指導・指摘をし合うということも大事ですけれども、普段、不満に思っていることや、しんどいと感じていることなども口にし合えるような関係性の構築が大切となってまいります。

また、管理職は、対応が難しい子どもへの指導・支援、あるいは保護者対応等を主として行う教員に対しまして、その頑張りや大変さなどを日頃からねぎらう言葉掛けを行うことが重要でございます。教職員が理解してもらっていると感ずることが、体罰と不適切な対応に至らない抑止力になるとのご指摘もいただいております。

そのように、教員がチームで対応するためには、普段から教員同士が何でも話ができる、そういう風通しのよい職場作り、同僚性の高い職場作りを行っておくことが重要であるということでございます。

これらの課題と教訓を踏まえまして、府教育庁としての対応について、4ページをご覧ください。昨年10月25日に臨時の府立学校・府立支援学校の校長会を開催いたしまして、管理職による校内巡回の強化でありますとか、教員間で健全な同僚性を高めるべく、コミ

コミュニケーションを活性化させる取組みの推進などを指示いたしました。

また全ての府立支援学校で2つの体罰防止研修を実施しております。1つは、過去の事案をもとにした想定事例についてのグループワークでございます。これを行うことによりまして、事例についての意見交換だけではなく、教員それぞれの子どもの理解・把握する視点でありますとか、指導・支援の考え方などを教員同士が互いに理解し、同僚性を高めることに繋がるものと考えております。

2つ目が、12月23日でございますが、全支援学校の管理職と担当教員各1名を集めまして、障がい理解に基づいてパニックや他傷行為などを起こしている場面での適切な対応の仕方などを実技を交えて学ぶ研修を行いました。その実技の内容をDVDに収めて、全校に配布いたしまして、それも活用して、年度内に各校で伝達研修を行うこととしております。支援学校全校に対して、そういう指示を行っております。

この他にも、府教育庁主催の支援学校教員を対象とした様々な研修につきまして、内容を充実させると同時に、各校で行う研修につきましても、教員一人ひとりが課題を自分のこととして捉えて、他の教員とともに解決の道を考えるプロセス、これを大事にしてできるような研修内容となりますよう、教育庁として、現場への指導・支援を引き続き行い、事案の防止に努めてまいりたいと存じます。また多様化する生徒指導上の課題が、どの学校でもどの児童生徒にも起こりうると認識した上で、組織的に取り組むように学校へ指示を行ってまいります。以上が事例1の説明でございます。

引き続き、事例2につきまして、資料5ページをご覧ください。

まず事案の概要でございますが、平成27年5月中旬、府立A高校におきまして、2時間目の授業開始後の10時頃、1年生の生徒間トラブルが発生したのがこの事案の端緒となります。当日の経過を表にまとめていますのでご覧いただければと思います。

きっかけは、生徒Bが前席の生徒Cの授業中の私語に腹を立てまして、Cの頬を叩き、これに対して、生徒Cが生徒Bの頬を叩き返すというトラブルでございます。その後、2人の生徒の担任の教諭Dと、学年の生徒指導担当である教諭Eがそれぞれ別室で生徒BとCに聞き取りを行いました。生徒BがCの頬を叩いた理由など、不明な点が多く、時間がかかりましたが、2人への聞き取りを繰り返すうちに、トラブルの状況などがおおむね把握できましたので、事案発生から約1時間30分後の11時30分頃に教諭D・Eは2人の生徒それぞれに対しまして、振り返りシート、これは自分のした行為を振り返らせるためのものですが、これとその行為をどう思うかという反省文の作成を指示いたしました。その後、生徒Bの振り返りシートや反省文の作成が進まなかったこともありまして、複数の教員が生徒Bにこの日の振る舞いや反省文等の作成について延べ7回にわたり面談をしまして、指導・助言を行いました。その間も反省文等は完成せず、生徒Bに対する指導は事案発生から17時30分までの約7時間30分という長時間に至りました。

スライドには記載しておりませんが、この間の生徒Bと教員とのやりとりをいくつか口頭でご紹介します。「当日のようなトラブルを防止するためにどうしたら良いと思うか」と尋ねる教員に対しまして、生徒Bは「人と関わらないようにする、ですかね。人と接しなければ、トラブルも起こらないじゃないですか」と答えます。それに対して教員は、「人と接しないで高校生活を送ることはできないのではないかと」「注意することは良いこと

だが、ビンタ以外の方法なかったのか」と話をしています。また別の教員が、「この機会に反省して、今後に向けて変わっていかないといけない」という趣旨の発言をしたことに対し、生徒 B は「僕は変わらないですよ」「15 年間生きてきた実体験から、変わらないと思う」と答えています。それに対して、この教員は「少しでもいいから変わろうとする気持ちを持たないといけない」「変わろうとすることが大切である」という言葉をかけています。これ以外にも複数の教員が「反省して変わっていけばよい」「変わろうとすることが成長なので、まずはそこをめざそう」といった説諭を行いました。

この後、スライドにございますように、生徒 B は 17 時 30 分の時点で反省文を完成できていなかったため、教諭 D が生徒 B に対し、月曜日までに反省文を作成する意思を確認した上で下校指示しました。生徒 B は 18 時頃に学校を出ました。その後 18 時 30 分頃に、生徒 B は高校からの帰宅経路にある電車の踏切内に自ら侵入し、電車にはねられ亡くなりました。

この事案は、その後、ご遺族と府との間で訴訟事案となりまして、学校側の責任ということに関しましては、「本件高校の教員らの対応が、直ちに教育的指導の範囲を逸脱するものであったとまでいうことができない」ということで判決は確定してございます。

しかし一方で、判決理由の中で、「生徒の拘束時間が 8 時間近くと相当長時間にわたったことは適切であったとはいえない」との指摘もされました。これらを踏まえまして、法的な部分とは別に、教育的な観点から、本事案を振り返りまして、思春期の成長や発達に関して知見を有する学識経験者等の専門家からご意見・ご助言をいただきながら、課題と教訓として整理したものが、6 ページに記載してございます。

まず、情報の収集・共有についてでございます。入学直後等で学校に生徒の情報が蓄積されていない場合の対応としておりますが、まず一般的に生徒指導にあたりましては、個別の生徒に関する情報や、留意すべきことなどにつきまして、あらかじめ理解しておくことは必要でございます。例えば、早い段階から高校生活支援カードを全府立高校で導入しておりまして、入学時に生徒と保護者が記入して学校に提出するものですが、こういうものでありますとか、保護者等から申し出がされた配慮すべき事項や保健室利用の状況、健康診断の結果あるいは同じ中学から進学してくる生徒の情報を得ることなどが有効であると考えております。

一方で、今回の事案のように、入学直後で、それらの情報が十分に蓄積されていない場合や教員との信頼関係が築かれていない時期においても様々なアプローチがあるということを知っておくことが必要となります。具体的には、生徒との接し方というところに記載しておりますが、1 点目は、生徒の様子を観察、生徒の体調管理などとしております。通常、生徒指導は嫌なことであることが多く、熱を出したり、頭痛い、おなかが痛い等の体調や、いらつきなどの身体の変化、変調が起り得ますので、これらの変化への配慮が必要で、何らかの異変や違和感があったときには十分に対応して、その情報を共有することが重要であるということでございます。

2 点目が、「指導する」「指導される」関係から「課題をともに乗り越える」関係の構築とあります。多くの生徒指導事例では、トラブル等があったときに、反省文の作成など、落ち着いて振り返りをさせるということに教育的効果があることは認められているところ

ですが、一方で、今回の事例では、反省文等の完成により指導を完結する、つまり教師の側からは指導した、生徒の側からは指導されたという形を作って指導を終えるという考え方にこだわった結果、長時間の指導に繋がったと考えております。

また生徒が「僕は変わらないですよ」など思春期にありがちな発言をしたことに対しまして、変わろうとすることのみを正解として繰り返し説諭していることが見受けられます。こうした「指導する」「指導される」関係では生徒の指導が進まないことも起こり得ますので、そういった場合には課題をともに乗り越える姿勢で対応することも必要な方法であるということでございます。

つまり、悪いことをしたから指導するというのではなく、課題を共有してともに乗り越えるという姿勢で共同・コラボして取り組むこと、3点目に記載していますが、一般的に傾聴や共感ということは言われますが、そこに共同という視点を加えることが重要となるということでございます。

生徒の課題認識と解決策を指導によって、与えたり押し付けたりするというのではなく、生徒のありのままを受け入れて、生徒自身の経験から、自ら答えを出すことを待つということが生徒自身の納得にも繋がります。

例えば、生徒自身のこれまでの経験や体験から、類似事案への対処がどうすればよかったのかということを引き出す、あるいは生徒自身から答えが出ないときには、一旦保留するということも選択肢の1つでございます。

1日で決着をつけるのではなく、時間をかけて継続する中で、生徒とともに答えを見つけられることもございます。つまり、生徒への指導を1日の点で考えるのではなく、卒業までの線として考えて接することが重要だということでございます。

こうして、生徒との関係を構築していく中で、生徒は教員を権利・尊厳・人格を認めてくれる存在と認識するようになって、世の中には味方がいること、自分の居場所があることを認識するなど、自己肯定感の向上でありますとか、教員と生徒の意思疎通が図りやすくなっていきます。

これらも踏まえまして、指導のあり方として、1点目として、指導時間・指導環境への配慮が必要、と記載いたしました。人が物事に集中して取り組めるのは90分が限度で、特に嫌なことであれば1時間もたないと言われております。昼食等の長めの休憩を挟んだといたしましても、反省文等も含めた指導時間は3時間程度を限度としてもよいのではないかと考えております。

また、指導体制・システムの構築なども必要であると記載しております。

もちろん、生徒の指導も事案によりまして、その必要な体制も異なります。しかし、事案への対応が長時間化することが予測される場合などでは、校長、教頭等の管理職をリーダーにして、組織的に対応することを基本といたしまして、時間管理や情報共有を図りながら、対応していくことが必要になります。

状況に応じまして、生徒を指導する立場の教員の他、養護教諭や教育相談を担当する教員が参加することも有効であると考えております。

これらの課題と教訓を踏まえまして、資料7ページにございますように、大阪府教育委員会としまして、再発防止に向けた今後の対応として2点取り組もうと考えております。

1 点目は管理職研修・教職員研修の充実でございます。管理職と教員に対しまして、ケーススタディの手法も取り入れた研修等を充実させまして、様々な事案を追体験させる。その中で、例えばこれまでの「傾聴」「共感」に加えまして、「共同・コラボ」の視点を加えるということなど、いろいろなアプローチ、多様なアプローチが存在することを知ってもらうということ、そして、その対応には様々な選択肢があってその対応力を身につけていくことが必要であるということ、また日頃からの生徒との関係構築の手法について理解を一層深めることなど、多様化する生徒への対応について組織的に取り組んでいこうと考えております。

次に2 点目といたしまして、対応マニュアルの作成等としておりますが、残念ながら、生徒の自死または自死が疑われる事案が発生した場合には、教育委員会と学校が連携いたしまして、再発防止に向け、府全体として教訓化を図れるようにすることが重要であると考えております。

本事案につきましても、当日の状況等の調査を行い、国の指針に基づく基本調査に相当する対応は行ったものと認識しておりますが、今後、このような事案が発生した際に、必要な調査や対応が徹底されますように、現在あらためて対応マニュアルを作成しているところでありまして、次年度当初には、全府立学校に周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

なお、生徒が悩み、相談したいなど必要な支援や援助を受けられるようにするために、引き続き府の LINE 相談等のポスターやチラシを各コーナーに掲示いたしますとともに、長期休業前にも生徒への周知を徹底したいと考えております。長時間ありがとうございました。説明は以上でございます。

(本屋企画室長) ありがとうございました。「生徒への体罰・暴言」事案と「生徒の自死」2 つの事案についてご説明いただきました。それでは意見交換に入らせていただきます。

2 つありましたが、まず「生徒への体罰・暴言」事案について、教育委員の皆さまからご意見いかがでしょうか。

(竹若委員) 支援学校におけるこの事案であります。私も学校現場を経験した人間として、極端な話、考えられない言動であったなと思います。昨年の6月に吉村知事とご一緒に視察させていただいた生野支援学校をはじめ、様々な支援学校を視察させていただきました。

障がいのある児童生徒に対する指導を中心に視察させていただく中で、今教育監から出ました言語化、つまり障がいのある子どもにどう言葉、思いが伝わるか、また逆に児童生徒から思いを聞き取れるか、この関係が非常に難しいのが現実でございます。その分、支援学校の担当の先生方のご苦勞は目に余るものがあったわけでありましてけれども、それでもそこにあるものは、児童生徒と学校の先生の信頼関係が一番であろうと思います。

かつて定例の教育委員会会議の中で、これによく似た事案で、支援学校で女子生徒が言う事を聞かないから、足を引っ張って指導したという事例がございました。体罰の事案として、私も報告を受けたときに言ったことは、言葉がなかなか通じ合わない場合、やはり余裕を持って、指導するのが当然なんだと。そのためには研修を中心として、適切な指導のあり方そのものを習得すると同時に、アンガーマネジメント、自分の感情を外に出さない、そして余裕を持った指導がなお必要ということも思い出しましたが、まさにそれに尽きる

のではないかなと思います。

あと教育委員として、支援学校だけではなく、体罰そのものも減少傾向にあるものの、依然として出てくるのが非常に残念でありますので、教育庁としても今後さらに指導に努めていただけたらなと思います。以上です。

(本屋企画室長) ありがとうございます。他の方はどうでしょうか。

(岩下委員) 私はトランポリン競技の指導に 30 年間携わっています。トランポリンはアクロバティックな競技なので、いつも本当に怪我とか事故が背中合わせの場面が多いので、私は常に事前に準備したりとか、あといつでも何か事故があるかもしれない、想定という考えを持って指導しています。特に支援学校であれば、想定外のことは、本当に起こりうると思います。

まず事前の準備ということと、あと専門知識も学んでいただいて、そういうものがあれば、多少の暴言とか暴力というのは抑えられると思います。それとあともう 1 つは学校がチームとなって、生徒をしっかり指導していくこと。そして私が思いますのは、一番大事なはその職業が本当に好きであるかだと思います。好きでなかったら、こういう大変な仕事っていうのは務まらないと思います。

想定外が起こりうることをあらかじめ考えて、それをプラスしてご指導にあたっていただきたいと思います。

(本屋企画室長) ありがとうございます。

(良原委員) 今のお二方のお話につけ加わる形になりますが、言語化をするというのは本当に大事なことだと思います。それは子どもの気持ちだけを言語化するのではなくて、先生方ご自身の気持ちも言語化する、それを平素の毎日の生活の中での意識の積み重ねや、研修の中で体験していただくことがとても大事ではないかなと思います。

痛いっていう感覚は人であれば当然あると思いますし、そこで何をするんだという気持ちが生じることはしょうがないと思います。しかし、そういう感覚や気持ちが生じることがあるというそのこと自体に気づかないとか、ではそういうことがあったときにどうすればよいか、どうしようかを想定できないのは、教員としての専門性が問われると思いますので、そこは自分の中で今どんな気持ちが起こっているかということをいろいろな場面で意識し言葉にするという、普段から自分の気持ちに向き合うという姿勢も研修の中で培っていただけたらありがたいなと思います。子どもの言葉だけを気持ちだけを言語化するのではなく、と思います。

(本屋企画室長) ありがとうございます。

(岡部委員) 教育庁に伺いたいことがありますのでお願いします。今後の対応のところで、府立支援学校長会とか全府立支援学校における研修が実施されることは書かれていまして、これは本当に大事なことだと思いますが、大阪府の高校には自立支援コースと言って一般の全日制のところに障がいのある人が入っていて、インクルーシブ教育を行っているというところもありますし、あとそういうコースでなくても障がい者手帳を持っている方、持っていらっしやらない方、たくさん障がいのある方が入っていらっしやるということもございます。そういう意味では、支援学校だけではなく、他の公立学校の先生方、そして先生方だけではなく、接する生徒たちへの研修であるとか教育であるとか、そういったところが

事になってくるかと思いますが、今後そういったところに関して、どのように支援学校以外の学校にこういった研修とか教育を広げていこうと考えているのかお聞かせいただけますか。

(向畦地教育監) ありがとうございます。現状でも、例えば初任者研修であるとか 10 年経験者研修であるとか、法定で義務付けられている全ての教員が受けなければならない研修の中でも、児童生徒理解の中にその障がいの理解等を含めたプログラムを組んでおります。人権研修という枠組みの中で、障がい者理解についての個別の研修もしております。今いただきましたご指摘もございますので、今後さらにそうしたことを充実させながら、自立支援コースであるとか、共生推進教室であるとか、そうしたところに関わっていく学校の教員たちも、参加を呼びかけながら広めていければと思います。

(井上委員) 支援学校に視察に行かせていただいたときに、先生方が皆さん口を揃えておっしゃったのは看護師の手配を学校単位でされていることが非常に負担になっているということでした。僕も勉強不足で、教育委員会と一緒に一体となってやってると思っていましたが、学校現場の先生が自ら近所の学校と連携しながら支援学校と連携したり病院に連絡されていて、かなりお困りになっているということでした。これだけではなくて、皆さんがおっしゃったように先生方のチーム感を醸成するとか、そういうことをやっていくと同時に、我々ができることは、先生方が生徒の指導に集中できる環境を作ることが非常に大事だと思います。

当然予算と関わってくると思いますが、本当に毎日看護師の手配で大変だとおっしゃっていただきましたので、そういった制度的なことは、我々が教育庁を中心に整備して、先生が指導に集中できる環境整備をしっかりとやっていくことが必要と感じました。以上です。

(酒井教育長) 支援学校は、対応が難しい児童生徒に対してはマンツーマンできめ細かく対応できるように、教員の配置をしております。加えまして、今お話がありましたように、発達段階に応じた心理を読み取るとか、あるいは障がい者の特性というものをきちっと理解するという意味において、複数の福祉や心理の専門職が支援にあたっているわけです。ですので、チームで対応するということが基本でありまして、マンツーマンであったとしても、閉ざされた関係にあっては決していけないわけでありまして、情報は当然共有する、その子の特性というものを皆と共有する、何かあったときは皆で対応する、そういうことがまず基本だろうと思っております。

とはいえ、支援学校の現場というのは大変重労働となります。朝の通学バスで子どもたちを迎えてから夕方見送るまでの間、分刻みで先生方は働いているというのが現状であります。中には疲弊をしている教員の方もいらっしゃると思います。校長などの管理職がリーダーシップを発揮すると同時に、教員にきちんと寄り添うといいますか、理解をするということがまず重要だろうと思ってますし、私ども教育委員会、教育庁としてはそうした学校、教員をしっかりとこれからも支えていくことが重要だと考えています。

(本屋企画室長) ありがとうございます。

(吉村知事) まず今回、体罰・暴言事案と自死事案を、僕から皆さまに総合教育会議の議題として提案させていただきました。これはやはり学校というのは、児童生徒にとって、最も安全で安心な場所でなければならないという大きな目標、理想、それがあってそこに一步でも近づ

けていくべきだと思っています。

理想というか実現すべきものだと思っています。似たような事例として、いじめもありますが、いじめは基本的にはなくなれないという前提です。大阪市長時代もいじめはあるのを前提として、どんどん認知して行って、早期に認知・早期対応して、重度化しないように組織として対応していくという大きな方向性を示しながらいろんな政策を打ってきました。

一方で、いじめと今回のテーマである体罰・暴言が違うのは、体罰は先生がするものですから、これはきちんとすればゼロになるものですし、そこをめざしていかなければならないという思いもあって、今回議題として提案させていただきました。

この事案に関して言うと、「障がい者だからといって許されると思うなよ」という発言が出ること自体、普段そういう思いがないと、僕は出ないと思います。

支援学校はものすごく大変な指導・教育をされていて、皆さんがものすごく忙しく仕事をされているのは、僕も現地を視察して、理解しています。

ですが、そこと質が違うのかなという思いもあって、どこかで思っていることが、自分が元々痛めていた小指を握られて激怒して、その後出ているということではないかと思っています。

そもそも、支援学校の先生として適当だったのか、という問題すら僕は意識として持っています。さきほど岩下委員から発言がありましたが、その仕事が好きであることは非常に重要だと思います。全員が好きで仕事しているわけでは当然ないとは思いますが、そもそも適任だったのかという問題があるのではないかと考えています。

何を言いたいかという、これからアンガーマネジメント、言語化の取組み、人権意識向上に向けて研修を行うのはいいのですが、研修を全体的にやるのが、果たしてその対策として本当に有効なのかと思っています。

つまり、教員をスクリーニングすべきと僕は思っています。リスクがある教員とそうでない教員は、現場である程度わかるのではないのでしょうか。

リスクがある教員には、より一層個別に研修をしたり、指導の仕方をもっとアプローチしていく必要がありますし、適性がないということになれば、別の場所で活躍した方がその人にとってもよいかもしれません。そういう意味でリスクのある教員のあぶり出しを僕はやるべきではないかと。教員全員に等しく研修するのではなく、そもそも研修しなくてもきちんとできている先生もたくさんいるでしょうし。その先生も全員研修に付き合うのが本当にいいのか。現場で見てこの先生はリスクがあるということは薄々わかっているのではないのでしょうか。

だから、個別のアプローチの方が大事だと思いますがいかがでしょうか。大阪市長時代に個別の先生の評価の仕方などで批判を受けましたが、実態はどうですか。

(向畦地教育監) 例えば、こういう事案を起こした教員につきまして、個別に資質向上のための研修を、現場から外して行っています。ただ、今おっしゃっていただいたようなスクリーニングするというようなところまでは、我々としてできているかと言われたら、なかなか難しいところもあります。ただその校長が、この教員が課題があると認識すれば、教育庁に相談をしまして、教育庁の担当者が実際にその教員の、例えば授業や生徒の指導の場面を見たり

しながら必要であれば研修するというような仕組み自体は持っております。

(吉村知事) この教員はすでに退職しているんですよね。この教員はその制度の対象になっていたのですか。

(向畦地教育監) この教員につきましては、そこまでは至っていません。

(吉村知事) ということは、その制度自体が機能してないんじゃないですか。

(向畦地教育監) そのこのところはなんとも言いかねますけれども、熱心に指導していた先生であるということ聞いております。

(吉村知事) でも熱心に普段指導していた先生が、指をつかまれて「障がい者だからといって許されると思うなよ」と、発言すること自体がアンガーマネジメントができていないと思います。その評価ができていなかったんじゃないでしょうか。

(向畦地教育監) おっしゃるとおりかもしれません。我々が考える対策としましては、校長がしっかり教員とコミュニケーションをとっていくということと、あとは教員同士でいろいろコミュニケーションを取れるようになって、その教員が少し不安を感じるような、別の教員の言動があったときに、例えば管理職と情報共有して指導していけるような、そういうふうな職場づくりをめざしていかなければならないと思っています。

(吉村知事) そこをもっと強化しないといけないのではないのでしょうか。現場の先生同士はお互い嫌われたくもないですし、おかしいと思っても、黙っているということは職場だからあると思います。しかし、このように結果として事案化しているのです。そういったことをもっと早めに吸い上げるべきです。僕は現場では言わないだけで気づいていると思いますが、そういう先生に対して、別に悪いという意味ではなくて、足りないところがあるのであれば、その先生にめがけた研修や、足りないところを指導することが教育庁の役割だと思えます。全体的に研修することはできると思いますが、それが本当にこういうことを今後抑止することによってどこまで効果があるのかを考えたときに、僕は現場の先生は忙しいので、研修が増えることもそれ自体が負担ですし、きっちりできているような先生もそれに付き合わされて、色んな研修をやることはどうかと思います。教員全員に研修するというのが、当たり前になっていますが、その先生ごとに研修すべきことをやる必要があるのではないのでしょうか。

でもそれは先生の評価付けに繋がると批判されたりするのですが。僕はそういうことの方が必要だと思います。

(酒井教育長) 知事の問題意識・ご指摘はよくわかります。それをスクリーニングという言葉がいいのかどうかはありますが、学校としてのリスクをどう発見するかが非常に重要な課題でありますし、学校のリスクが発生して事案に繋がると当然教育委員会全体のリスクになるわけですから、そのリスクをどう発見するか、それをどうヘッジするかということが重要になります。ただ支援学校は緊密な同僚性という言葉がありますけれども、教員間の人間関係というのが様々であるのも間違いないと思います。そこを崩さずにいい方向に持っていくために、リスクを発見し対処するというのをやるという発信をどのような形でやればいいのかということについては、少し考えさせていただきたいと思います。

(吉村知事) 重大事案が発生してから重い処分を下すということが今までの対応だった。でもその前段階で多分リスクは学校内部である程度わかっていると思います。そうであれば、知らない

ふりをするのではなく、軋轢が生じるかもしれませんが、指導とか研修が必要な先生やアンガーマネジメントが必要な先生に対してやるべきだと思います。やりすぎでしょうか。

(竹若委員) 知事のおっしゃっていることは当然だと思います。ただこの案件では、学校長がどう指導したのかが全く出てきていません。本来は学校長そのものが自分の所属職員の管理監督をしていますから、当然学校長が厳しく指導すべき事案です。それが出てくれば、知事もある程度ご理解いただけたのかなと思います。私も学校現場を経験してる中で、自分の学校の職員が不祥事なり体罰を起こしたときに学校長がどう思うのかというのが一番大きなことです。

私は校長のリーダーシップの中に自分の職員をどう向上させるか、知事の先ほどの言葉のとおり、児童生徒が安心して安全な気持ちを持って学校に来られるか、そういう教員の育成ということが一番大きな仕事だと思っています。

そこには、教員自身が子どもたちを指導する使命感、それが生まれて初めて学校という組織が成り立ちます。そういう意味では、この事案が起こった時点で、学校の中でどれだけ適切な校長の指導があったのか、反省すべきとっております。答えになったかどうかわかりませんが、中学校組織の現場は、特にこの10年ほどですが、校長の意識も変わってきたのも事実でございます。以上です。

(吉村知事) 校長が指導しやすい仕組みですよ。今まで校長は鍋蓋式だと言われて、教員それぞれが独立して、教員に対して入っていかないという暗黙のルールが今でも僕はあるのではと思っています。校長がリーダーシップを発揮していく中で、この先生はアンガーマネジメントしないと駄目だということが、事案が起こる前に、ある程度僕は察知できていたのではないかと思います。

実際はどうでしょうか。できていると思いますか。人数もそこまで多い組織でもないですし、ある程度この先生は危ないということは、だいたい予測がつくのではないのでしょうか。

(竹若委員) 予測はできます。先ほど申し上げたように、管理監督する中で、個々の教員の私生活に入っても意識を高めているのが現状です。24時間、全体の奉仕者という大前提がありますので、私生活であっても、不祥事を起こす可能性もあるわけです。その点、教員一人ひとりにアンテナを張って、前もって指導することが、本来あるべき姿です。かつては、鍋蓋式があてはまっていましたが、大阪府、そして大阪市も条例等が制定される中で学校の組織としての機能といいますか、また人事的な面での組織的機能もずいぶん様変わりしています。ですから知事からすれば、至らない部分がまだまだあろうかと思いますが、今走り出したというような実感を持っております。

(吉村知事) 校長先生が人事権と教員の評価権と給与を決める権利を持ったかどうかということを過去に発言しましたがそれはやりすぎだと言われました。校長先生がトップですので、感じ取ったものを、ちゃんと反映できる仕組みを教育庁がバックアップしていくということが、僕はこういうことを減らしていくために、絶対重要だと思います。

教員全員に対しての研修ではなくて、校長先生がこの先生は研修しなくてもしっかりできている、でもこの先生は研修が必要という場合に、全員に研修をすると、誰に対する研修かもよくわからないような全体研修になります。嫌がられるかもしれませんが、研修の対象が自分だと意識した上で研修をすべきです。僕は教育業界から嫌われていますから、変

わっているのかもしれませんが、目標は学校を子どもたちにとって安全安心な場所にすることですし、もともと教員になろうという人たちは高い志を持って入っているわけですから。感覚がずれてきた場合は、それを修正するべきですし、そこに目をつぶってる感じがします。

(井上委員) さきほど知事がおっしゃった校長先生と教員と教育委員会の関係は、語弊があるかもしれませんが、民間企業に例えるなら、教育委員会を本社とだとすると、校長先生は支店長で、教員一人ひとりが、社員だと思います。組織で動いていくとなると、支店長である校長先生が権限と責任とセットになっているかという、そこがなっていないと感じます。そうすると先生も校長先生に向かなくなり、先生の特性を校長先生が見ていこうと思ってもそこに対してしっかり向き合えないこともあると思います。組織を急に換えられないと思いますが、僕も学校の視察にお伺いしたときの校長先生のお話を聞いたときに、そういうことを感じました。また自分の子どもが学校に通っていて、そういうことは経験として感じましたので、学校の組織を全体から捉えていけば、研修のあり方も変わってくるのと思います。

例えばこの人はアンガーマネジメントが必要かということも、例えば役所でも民間企業でもそうだと思いますが、この人はこの分野に弱いからこの研修しよう、ここの分野は強いから研修はいらないということと同じことだと思います。そういった意味で、組織全体として校長先生の権限がまだまだそこまで至っていないのであれば、教育委員会でしっかりと把握して、先生の効率的な研修を行っていけるようなことが必要だと思います。

(向畦地教育監) まず組織という点で言いますと、何年も前に比べますと、いろんな仕組みも整ってきまして、例えば校長・教頭以外に、首席・指導教諭というような形で教員のリーダー、要となる職も置きましたし、校長が組織を意識してマネジメントをしております。まだ十分に、予算とか人事権とかが全て与えられているわけではないですが、そうしたことも意識しながらこの間ずっと、組織化を進めてきています。

もう1つ、校長が例えば教員の課題を把握すれば、面談とか、それからいろんな普段のコミュニケーションを図りながらあるいは観察して、問題があれば指導をしています。校長以上にもっと強い個別の指導がいる教員については、教育委員会にも情報を寄せていただきながら、指導させていただいています。ほとんどのケースはそれで機能しているとは思いますが、中には今回のような事案もございますので、さらにそうした校長がしっかりとマネジメントできるように、指導していけるように我々も努力したいと思います。

(本屋企画室長) 時間の関係もありますので、この事案について他に特段ご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今日の議論を踏まえて、これを生かして、今後の対応を充実させていただけたらと思います。

続いて生徒の自死事案についてご意見いただければと思います。

(岩下委員) 私はトランポリンの指導に携わった30年の中で、全日本10連覇のチャンピオンを育成し、その同じ選手ですが、オリンピックには2回出場させることができました。その選手が引退した後、翌年にはまた日本チャンピオンを育成しました。

次の目標は、世界でメダルを取らせるということで、私はそのことにとらわれて、全力で

頑張りました。すぐに結果を出さなければならないということもあって、かなり焦ってしまいました。結局、その子は素質を持っていたのに、世界で活躍することができませんでした。

この事案でも、結論を本当に急がないことが大事だと思います。集中できる時間はだいたい15分ぐらいと決まっています。トランポリンは多くても2時間ぐらいしか練習はできません。15分集中して練習して、気持ちを切り替えて、また15分練習という形で練習をしています。

本当に同じことを繰り返さないように、そして、良い事例はもっと広げていくような教育体制にしていけるように、私自身も今、教育委員という仕事をしていますので、少しでも現場の先生方にアドバイスできたらと思っています。

(本屋企画室長) ありがとうございます。

(竹若委員) 子どもが亡くなった、自死されたということについては、保護者の方・親族の方の気持ちはいたたまれない痛恨の極みだと思います。私も過去に学校長時代に、こういった事例があったことも経験がありますが、本当に言葉に言い尽くせない思いがあります。ただ今回の事案の中で、今、岩下委員もおっしゃいましたが、生徒指導は、私は人づくりと考えています。児童生徒をどう理想的な人につくり上げていくかということが教育だと思います。

その観点で言いますと、今回の事案の中で授業中に急に頬を叩いたということは、普通考えればあり得ないという意識が、全ての先生方に入ってしまったのではないかと思います。あり得ないことだから、何とかしたいという思いが募りすぎて、「何とかしなければならない」と指導に至ったのではないかと思います。

今、現場では、多様な児童生徒が学校へ来ています。言葉では簡単ですが、その多様性というものを学校として、また教員のチームとして、どう見抜ける目を持っているか、今回の事例で言うとそれが一番欠けていたのではないかなと思います。

例えば反省文を書かない、「自分は変わりませんよ」ということを宣言している。では、どうしてこういう考え方が出てくるのかと立ち止まって、時間を置くなりして、そういう感性の教員がチームとしていたならば、養護教諭やスクールカウンセラーなど、色んな人で支えることができたならばということのを思いました。

そこを気付かずに「変えなければならない」「反省文を書かせなければならない」という方向に、あまりにも指導が行ったのではないかと思います。そうすると、子どもの居場所、自分の認めてもらえる居場所が欠けたのではないかなと思います。指導の至らなさということはあると思いますけれども、先生方からすれば思いもよらない事象でありますから、何とかしたいという気持ちも強かったことも事実だろうと思います。

(本屋企画室長) ありがとうございます。他の方はどうですか。

(酒井教育長) この事案は、生徒の自死という最悪の事態となってしまいました。多くの教訓を学び取らなくてはいけないと本当に心から思っています。私自身は教員ではありませんので、生徒指導ということも深く知識があるわけでもありませんが、専門家の先生方からいただいた言葉の中で、「1日で決着させようとしないう意識に転換しましょう」という言葉がありました。これはこの事例で言いますと、入学間もない状態の1年生でいっちゃっ

たお子さんです。ですからこの3年間で、この子をどう成長させようかと思う意識があれば、反省文を書くということだけに固執をしてしまったような結果を招かなかったのではないかと思います。

この点について、「指導する」「指導される」関係から「課題をともに乗り越える」関係という、言葉では非常によく分かりますけれども、現実的にこれを学校現場でどう展開していくかということは、非常に難しいのではないかと思います。

ですから、少しでも多くの教員の方に、事例を学んでいただいて、そして自分の生徒指導の深み、生徒指導の幅というものを広げていただくようにしてもらいたい。それを支援するのが教育委員会の仕事であると考えています。

(吉村知事) この件は、生徒の自死という非常にいたたまれない最悪の結果になり、本当につらいですし、お悔やみ申し上げたいと思います。

この件自体は裁判にもなり、判決も確定して、いろんな調査もされているとは聞いています。裁判ですから事実関係の争いもしていると聞いています。裁判はしていますが、生徒の自死という結果があまりにも大きく、二度とこういうことを学校で起きないようにしていきたいという思いですので、この件はまず、事案の共有が重要だろうと思います。

先生の指導も長時間過ぎると思います。ただ、いじめや体罰ではありませんので、先生自身も結果として自死をどこまで予測できたのかとも思います。長時間拘束された上で反省文を書くということについて、この子にとっては非常につらい思いだったのだろうなと思いますので、事例の共有は、非常に重要だろうなと思います。

また、高1になってすぐに起きている事案なのですが、この生徒の情報をどこまで共有できていたのでしょうか。高校に進学する際に、内申は当然あると思いますが、どういう情報を中学から高校に共有するのでしょうか。

(向畦地教育監) 内申が中学校から高校に来ますので、生活の状況、中学校時代の状況などそうした教員側から見た資料があります。また、大阪府立高校では全校で高校生活支援カードという取組みを行っています。この高校生活支援カードには、保護者や本人が、自分が不安に思っていること、自分が特に配慮して欲しいこと、そういうことについて、自分達で書いていただくものです。

合格発表のときに高校生活支援カードをお渡しして、入学時にそのような情報を記入して持ってきていただき、共有しております。どういう配慮をしなければならないかということについても共有しています。その中には、例えば食物アレルギーや、あるいはこういう障がいがあるから配慮してもらいたいということが書かれております。紙だけでなかなか言いづらい書きづらいこともありますので、特に配慮して欲しいことがあれば、合格者登校のときに、別室でいろんな相談を受けるような仕組みも作っていますので、ある程度の情報については把握しています。それを例えば学年会や担任会で共有するような仕組みを作っています。

(吉村知事) 今回の場合は、どうだったのですか。資料中、課題と教訓のところの中の1つの項目で、入学直後の学校に生徒の情報が蓄積されていない場合の対応などと書いてありますが。

(大久保高等学校課長) 今回のことで言いますと、具体的中身は差し控えさせていただきますが、今、教育監が申し上げたような支援カードの内容は、書かれていたと聞いております。ただ当

然ですが、今回の事案を予測するようなものであったかどうかということについて言いますと、そういう内容ではありませんでした。

(竹若委員) 知事のおっしゃっていることと関連してですが、高校1年生というのは非常に不安を抱えて、登校していると思います。新しく集まった仲間の中で、自分の存在感、友達同士のコミュニケーションが図れないまま連休を迎えています。ここで私があえて言いたいのは、自死に至ったことの重大さを考えてみたときに、今、知事がおっしゃっている出身中学校との連携というものを個別の支援カードだけに頼るのではなくて、場合によっては、大変さは重々分かりますけれども、出身学校の校長を通して、個々の子どもたちの情報に関して連携を探るべきではないかと思います。通学区域が広範囲でありますから、時間もかかるかもしれませんが、そこまで踏み込んで高校側が受け入れる、そして個々の生徒の多様性というものも含めて、情報を掌握するということが大事ではないかと思います。やっつけているかもしれませんが、いかがでしょうか。

(向畦地教育監) 個別に中学校の先生の方から、色んな配慮をして欲しいという情報をいただく場合がありますし、我々が、この子は中学校のときにどうだったのだろうということに思いあたるのが、行動観察等をしていてあることもあります。そういう場合に中学校に情報提供を求めるということもあります。またいくつかの学校では、中学校に訪問されて、自分の学校へ進学してきた生徒の情報を中学校の先生から教えてもらうというようなこともやっつけているところもあります。ただ全員についてできているかという点、そこまでは至っておりません。

(竹若委員) すでに取り組みを行っていることは事実ですが、先ほど申し上げたように、今回のこの事案を受けて、府立学校そのものが受入体制というものを根本から踏み込んで考えるということ一度教育庁内部で検討していただき、場合によっては全ての校長が集まる機会を投げかけて、二度とこういうことがあってならないという気持ちで、一歩も二歩も踏み込んだ検討を考えるときではないかと思います。

(吉村知事) 今のご指摘は重要だと思います。全員は難しいと思います。学校の先生も業務が増えている中で、学校間を乗り越えて情報を取得しやすい仕組みは構築した方がいいと思います。特にこの1年生のときは竹若委員がおっしゃるとおり、一番不安なときでもあると思います。

僕が基礎自治体の長をやっていたときに問題になったのは中1ギャップ、中1になったときにどうするのかということです。

もっと幼い段階でいうと、保育所で原因不明で亡くなる赤ちゃんがいます。その原因不明で亡くなる赤ちゃんは、預けられてから3ヶ月以内に亡くなる場合が非常に多いです。保育所に入るということに、非常に赤ちゃん自身にもストレスになると言われています。うまく喋れなくても、そうじゃないかと言われていて、急に環境が変わるということは、非常にストレスになるという前提がありますので、特に情報共有した方がいいという生徒は、ある程度わかると思います。情報共有をやりやすい仕組みを作ってもらいたいですし、連携連絡をしやすい仕組みが重要だと思います。

まだ予算化はしていませんが、大阪府域で、小5から小6にかけて経年の学力調査テストを僕はやりたいと思っています。その子がどれだけ伸びているのかということをお小学校、

中学校で把握する。僕が今指示をしているのは、小5・小6でどういうふうな伸びになっているのか、どういう状況なのか個人カルテを作っていく。その個人カルテは、中学に引き継げるようにしたいという話を今しています。

もっと言えば、中学から高校に引き継げないかということも、検討してもらいたいです。個人情報とか色々あるかもしれませんが、学校の先生がその生徒はどうなのだろうということをおある程度把握できるようにしないとイケません。

この事案で指導した先生は、僕は長時間指導し過ぎだと思いますが、この結果は多分予測はできなかったと思います。十分な情報があれば、別のやり方があったかもしれないし、予測もできたかもしれません。どうやったら防げたかということを見ると、こういう事案があるということは、当然共有すべきですが、ちゃんとその生徒の情報を十分把握した上で指導をするということが重要ではないかと思えます。

(酒井教育長) 中高連携にICTを活用すれば、現場の負担感も変わってくると思えますし、どのような仕組みができるか、現場の声も聞きながら検討させていただきたいと思えます。

(岡部委員) その仕組みのところ、知事に是非お願いしたいことが1点あります。この子が1年生だったということもありますが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、なかなか動きにくい時期だということも今回1つの原因だったように思えます。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、2月ぐらいで予算が終わってしまうので、3月・4月が空いてしまいます。1年交代ということで、4月に雇われた人がどうしても4月すぐに動くということができない状態で予算化されていますので、先生方も自分達でやらざるを得ないというような形になってしまいます。チーム学校という形で先生方だけではなくて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどそういった方々が先生方をサポートできるというような体制が4月から組めるのであれば、それは知事がおっしゃってるような情報をもっと活かせるような、そういうチームができるように学校も配慮できると思えます。

そういった意味では、今4月に雇って、5月・6月から実質動き始めるというのではなく、4月当初から、あるいはできれば3月・4月通して、中学校との連携をスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが手伝っていけるというような、そういう予算の組み方ができるようにご配慮をいただければ、学校も少し1年生の対応というのが変わってくるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(吉村知事) それは実際どうなのでしょう。予算というのは4月からですが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが実際に動き始めるのは5月・6月ということで、4月という重要なときに稼働できていないということでしょうか。

(向畦地教育監) 府立高校の場合ですが、年間10回スクールカウンセラーを派遣しています。その10回をどこで派遣するかというのは、基本的には学校とスクールカウンセラー等で調整をさせていただきながら、平均的には月1回がベースになっていると思えます。例えば8月とか長期を除きますと、5月から3月までという形で、4月から3月までの間で10回、1月に1回行ってもらうという形になります。4月当初から全校にスクールカウンセラーがいるという形は現実にはできていません。4月の終わりぐらいから入っている学校はあるかと思えます。

ですから今、我々ができているのは、スクールカウンセラーについては、年間 10 回各学校に配置をしている。来ていただいたときに、いろんな生徒の情報の交換をしたり、ケーススタディしたり、そういうアドバイスをもらいながらしているというのが実情です。

(吉村知事) 岡部委員から、4月から、さらには4月より前からやる方がよいというご意見をいただきましたが、教育庁として予算は置いて、実態としてそういう認識を持っているのですか。

(向畦地教育監) 3月末から4月にかけて、どうやって中学校から情報もらうかというその仕組みをまず一番考えないといけないということを今のお話でいただいておりますので、そこをスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにさせていただく、あるいは共有する、その辺りについては、もう少し検討しながら何がいいかというのをあらためて考えていければと思います。

直ちにスクールソーシャルワーカーに、例えば、3月に中学校を回ってもらってもらうということは、なかなか難しいと思います。何か得た情報を相談できる体制、これを学校でどう作っていくか、中高連携ということで3月末から4月にかけて新入生の情報を学校がどう得るか、まずこの構築が一番大事なところですよ。

そこで得た子どもの情報をできるだけ早い段階で、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに相談できるような仕組みをどう作るか考えていかないといけないと思いました。

(吉村知事) 役所の理屈で、本来やるべきことができてないのであれば、例えば補正予算を2月3月で組んで、補正予算と本格予算をうまく組み合わせることで、事実上3月末から4月当初にかけて配置することは可能だと思います。それが予算の問題でできないのであれば、僕がやります。今岡部委員から発言がありましたが、教育上それがあべきだというのが前提であるのであれば、補正予算組んででもやります。

(酒井教育長) それは私も同じ認識です。3月、4月の段階でも配置させていただければ、情報が入りさえすればリスクがわかります。そうすると、相談の中に入ってもらったり、チームとして動いてもらうことができます。どの程度4月段階で配置ができていないのか実態をちゃんと見させていただいて、全員が全員でなくても、ある程度リスクのある子を発見した場合の対応できるような配置人数を揃えるというのは重要だと思いますので、そこを何とか知事に予算としてお願いするように持ってきてきたいと思います。

(向畦地教育監) もちろん、学校で至急に相談をしたいという場合は、例えば学校とスクールカウンセラーの日程調整の中で、例えば4月末に配置すると決まっても、4月当初に活用したいということであれば、その分は当然前倒しをさせていただいて活用できるというようなことは、弾力的にやっております。制度として考え直すこととあわせて、配置数を増やしていただくような要求は、我々がしないといけないと認識しています。

(岡部委員) 教育庁が何もしていないということではないのですが、予算が4月から3月までの1年間ということになっている中で、どうしても夏休み明けなど本当に集中しなければならない時期があり、そこを外すことはできないと考えると、通年でみたときに手薄になってくる月が出てきます。限られた予算の中で配置するというので、決して教育庁が軽視しているというわけではありません。

学校でできることと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーができること

というのを学校が切り分けながら、教育委員会とも相談しながら、必要なときはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談できるというような、今知事がおっしゃったような補正予算が必要なときに使えるというような形で、学校側をサポートしていただけるならば、それが一番いいと私は思っております。

(吉村知事) スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを増やすということは、常に出てくる話です。それは多分役所組織ならどこの組織でもそれは常にあると思います。保育所の保育士も然りですし、児童相談所もそうです。もちろん適正な予算かどうかも見ながらやっています。増やすというのは簡単なのですが、無尽蔵に予算があれば、いくらでも天からお金が降って来るならば増やしていただけます。仮に今あるスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが今の人数を前提として、本当に一番いい時期に適切に配置されていないのであれば、配置時期をずらした方がいいのであれば、これはやるべきだと思います。

補正予算と本格予算をうまく組み合わせればできると思いますので、一度教育庁で検討してください。もし、3月前から4月にかけて入ってもらった方が、教育上絶対に良いけれども、それが役所の4月からの単年度主義の予算のせいで、なかなかうまく機能しないということなのか。通年で見たら同じかもしれませんし、配置が終わるのもその分早くなると思いますが、3月前から配置されているというやり方もできないか、それがどこまで必要かというのはあると思いますので、それは是非検討してもらいたいです。人が必要だというのがあれば、予算組みは僕がやりますから、岡部委員とも色々やり取りしてもらって、僕にも当然報告をしてもらって、それを一度考えてもらった方がいいと思います。

(向畦地教育監) はい。検討させていただきます。ありがとうございます。

(本屋企画室長) 他にございますか。時間も大分きていますけれど。

(吉村知事) 今回の事案について、そもそも背景調査をしてないのではないかというご意見も聞いています。一方で裁判をやっていて、事実関係の調査を裁判ではやりますが、前提となる調査は適切にされているのですか。

(向畦地教育監) 元々、背景調査は何があったのかという事実を明らかにしながら、可能であれば自死に至るような過程をできる限り明らかにしていくという中で、今後の再発防止の課題を考えて学校の取組みに活かしていくという考え方で行うものでございます。

学校は、今回事案発生後に速やかに関係教員への聞き取り調査でありますとか、関係生徒に対するアンケート調査等も実施しました。また6月・11月には、全校生徒を対象に学校生活に関する調査も実施しまして、12月にもさらに関係教員5名に対して再調査も行い、当日の状況について把握に努めようとしております。

訴訟におきまして、関係教員が法廷で証言をしたり、あるいは書面証拠によって様々な手続きを通して、事実が詳細に明らかになっておりますので、背景調査に相当する内容については我々は実施できていると認識をしています。

それと裁判におきましても、第一審においては背景調査に関して原告の方から、文書提出要求があったのですが、必要な文書提出はこれまでなされているとして、そこは却下をされております。第二審におきましても、裁判所としては府が背景調査を実施するかは関知してないが、一方でまた、訴訟上背景調査の実施を待つことはない判断をされました。

これらのことからあらためて調査をするものではないと判断をいたしました。

(酒井教育長) 文科省に照会したところ、背景調査の実施については、文科省による指針というものを参考にして、事案ごとに設置者として適切に判断すればよいということで回答をいただいております。

(吉村知事) 判決中で教育の指導を逸脱したものとまでは言えないとされていると先ほど説明がありましたが、であればなおのこと、これだけ重大な結果が発生しているので、二度と同じことを起こさせないという意味では、よりここは事例をきちんと共有しないといけませんし、今後二度と起こさせないという意味では、本当に検証すべき事案だと思います。長時間の指導はやり過ぎではないかと本当に思いますが、ただ先生もそこは予測はできなかったのだらうなと思います。この事案を共有することで、今後こういうことは予測ができると思いますが、これ以外の事案でもそういうことは起きるかもしれません。したがって、僕自身が今の事実を前提とするならば、生徒それぞれの情報というのは特に1年生の段階、ほとんど高校では何も分からないというような状況というのは回避して、きちんとその子の情報を把握できるようにしておくのが大事だと思います。もう1つは、このような長時間の指導は駄目だということと、振り返りをしっかりすることだと思います。

(向畦地教育監) あらためまして、この事案につきましては、専門家からのアドバイスもいただきながら、振り返りをしております。このことについて府立学校全体で、特に校長や生徒指導担当については、共有するという事はもちろんさせていただこうと思います。

二度と同じようなことが繰り返されないように、長時間ということだけでなく、それに加えて教員の対応が先ほどからありましたように、結果を出すことを求め過ぎないようなことも必要だということも、まず分かってもらわないといけませんので、その辺りを丁寧にこれから我々として伝えていきたいと思います。

(本屋企画室長) ありがとうございます。それでは、この辺りでこの件は終わりにして、本日の意見交換を踏まえて、対応の検討をよろしく願いいたします。

2 議事 ICTによる教育課題の解決について

(本屋企画室長) 次に、「ICTによる教育課題の解決について」に移らせていただきます。

資料4を用意しておりましたが時間の関係がありますので、資料4は説明を省略させていただいて資料5「ICTによる教育課題の解決について」の説明を、よろしく願います。

(仲谷教育総務企画課長) 資料5について説明をさせていただきます。

時間が押しておりますので、かいつまんでのご説明でご容赦いただければと思います。

まず2ページをご覧ください。国の動きでございますが、学習指導要領が来年度から順次実施されるということで、その中で、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力という形で位置付けるということと、あわせて学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実ということが明記されております。

次のページをご覧ください。昨年12月に総合経済対策ということで、真ん中あたりがございますがGIGAスクール構想の実現ということが文科省から発表されております。これは、校内LANの整備に加えまして、義務教育段階での1人1台のパソコンを整備していくというような内容でございます。

次のページ、4ページをご覧ください。こちらは府立学校における ICT 環境の整備状況でございます。資料の上から1つ目と3つ目ですが、教育用コンピューターの1台あたりの児童生徒数、それからインターネット接続率については全国平均を上回っておりますが、2つ目と4つ目、普通教室の無線 LAN の整備率、大型掲示装置の整備率は全国平均を下回っております、我々としては課題があると思っております。

5 ページ目には大阪府のスマートシティ戦略を抜粋させていただいております。こちらの方は昨年 11 月に中間とりまとめが公表されております。我々教育委員会としては、府立高校あるいは府立支援学校の ICT 化をスマートスクールということで位置づけて進めていきたいと考えております。

次の6ページをご覧ください。整備のスケジュールを書かせていただいております。無線 LAN が少ないため、ネットワーク整備ということで、国の補正予算・経済対策を活用しまして、来年度、全ての府立学校に無線 LAN を整備していくことを考えております。1人1台端末については、下にございますが、小中学校が対象となっております。

府立学校は国の補助には対象となっていませんが、中学3年生はご覧いただきますと2021年に整備をしていくとなっておりますので、2022年にこの子たちが高校生になりますので、それに向けて我々としてはどういうことができるかということモデル実施で考えていきたいと考えてございます。

その内容ですが、次のページをご覧くださいますと、下のところ、4つのいわゆる実証実験をしていきたいと思っております。

これについてこの後、1つずつ少し説明していきたいと思っております。

次のページをご覧くださいますと、まず学習ということで、英語力の向上が言えると思います。左側をご覧くださいますと、現状と課題として、真ん中にグラフがございますが、高校生の「話すこと」というところがございまして、これがかなり低くなっており、課題があると思っております。

そういう意味で、右側ですが、この ICT 環境を活用しまして、高い英語力を持つ生徒については、日常的に海外の高校生と交流をして、共同研究を行う、インターネット上でそういった研究を進めていくということを考えております。2025年には万博がございますので、そこで発表できるようなことを計画していきたいと思っております。

一方で、英語が苦手な生徒につきましては、話す力を測定するツールを開発いたしまして、生徒自身が日々そういう英語の自分の伸びを確認できるようなことをしていきたいと思っております。

次に9ページをご覧くださいますと、外国籍の子どもへの対応ということでございます。日本語指導を必要とする生徒は、グラフにもございますが、かなり増加傾向にございまして、今後入管法の改正の影響で、外国人材の受入れ拡大とともに、日本語指導を必要とする生徒がより増加すると見込んでおります。

そういった中で、右側の②のところになりますが、府立高校には、外国籍の子どもが数多く在籍している学校もございますので、拠点校に相談窓口を設置して、日本語指導が必要な生徒が1人とか2人しかいない学校も、オンラインで拠点校に相談することで日常生活あるいは学習面の相談もできるというようなことをやっていきたいと思っております。併せて③

ですが、拠点校を中心としてそういった生徒向けの日本語教育の授業風景も、他の学校に発信していきたいと思っております。

次に 10 ページでございますが、不登校生徒への対応でございます。

不登校生徒数は、大阪は全国で最多となっております、下のグラフにございますが、不登校生徒率も、全国に比べて高くなっております。

大阪府では、府の教育センター内に、教育支援センターを設置しております、不登校で学校に来られない方々、来にくい方々が通える居場所を設けております。その教育支援センターと、在籍校をネット回線で繋ぎまして、担任の方々と日々の連絡であったり、それから面談、それから学習支援ができる環境を作りたいと思っております。

11 ページでございますが、これは支援学校での活用方策でございます。支援学校での活用として、病弱の児童生徒への遠隔授業が当然考えられます。それに加えまして、左側の現状をご覧くださいますと、知的障がいの児童生徒数は平成 28 年から 10 年間で 1,400 人伸びるということが予想されています。一番下をご覧くださいますと、高等支援学校もございますので、就職をしたいという希望者は増えていますが、就職率は全国平均と比べて少し低い状態になっております。

原因としては、コミュニケーション力が十分ではないのではないかとということがございますので、右側をご覧くださいますと、VR を活用しまして、模擬面接あるいは実際の就労現場を体験しながらそういうコミュニケーション力の向上を図っていくことと、支援学校は障がいの程度によって、学習できる速度はかなり違ってきますので、AI ドリルを大学等の連携によって開発をさせていただいて、個々に応じた学習を提供していきたいということを考えております。

最後の 12 ページでございますが、こういったモデル事業を、好事例として蓄積しながら、スマートスクールを府立学校で推進をしていき、日本に先駆けて、いろんな教育あるいはそれ以外のものも提供できる、体制を作っていきたいというふうに考えてございます。雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

(本屋企画室長) ありがとうございます。それでは意見交換に入らせていただきます。教育委員の皆さまどうでしょうか。

(竹若委員) 是非知事に強くお願いしたいのですが、今、4 つのモデル事業の中で最初に出ました英語力の話ですが、大阪府教育委員会は子どもたちに英語力をつけようということで、小中高と一体となって今取り組んでいます。

教育振興基本計画の中で、高校 3 年生が現在英検準 2 級程度相当が 41.4%、全国が平均で 40.2%、わずかではありますが大阪の高校 3 年生が上回っております。

中学校 3 年生の 3 級相当の力は大阪が 45%を超えていて、全国は確か 42%だったと思います。こういう状況ですので、府内全体で英語力が向上していることは事実です。ここでお願いしたいのは、是非この生徒に 1 台パソコンをあてがうことになれば、英語力を向上させるプログラムを開発する中で、小・中・高と自分で英語の力をつけられるシステムを是非作ればどうかと思います。タブレットでもありますが、自分でページをめくりながら自分の英語力を向上させる、そういうプログラムをお願いしたいと思います。お金はかかりますが、是非お願いしたいなと思っております。以上です。

(井上委員) 効率的に勉強を進めていけるということ、何か足りないところを技術で解決するというところを、教育の現場で進めていくことは、本当に素晴らしいことだと思っています。ただ、こういったことが進んでいくと、最近僕も会社に来るエントリーシートや、若い社員が作ってくる資料を見ていると、非常に体裁は良くて、知識はいっぱいあるのですが、じっくり考えているかというところに関して言うと、少し体裁を整えて効率的に物事を収集するのですが、じっくり考えていくというところが少しおろそかになっているのではないかと感じる場合があります。効率的に勉強を進めていけると、本質的に物事をしっかり考えるということと、しっかり議論するところに時間を取れると思います。これは大人になってから必ず必要になる力なので、そこに時間を割いていただきたいなと思います。

もう1つは、ICTについて今の生徒向けのことがメインになっていますが、先生の業務効率が上がるような仕組みというものを、このICTを活用して是非進めていただきたい、例えば、出席の管理をしていくことや、今、少しずつ民間の仕組みを入れて導入されていると思いますが、採点が簡単になるですとか、色んなことで、先生方の今担っている業務が効率化されるということが非常に大事なかなと思います。それによって、また先ほどからテーマに出ている、先生が生徒に向き合う時間を少しでも捻出することができます。

前回の教育委員会会議の中でも話にありましたが、日本は他の国と比べて先生の業務領域が非常に広いです。そこは今さら再定義して削っていくことは、すぐには難しいと思いますが、こういった技術を活用して先生の負担を少しずつ減らしていったら、先生が生徒に向かえる時間を作っていくという政策も考えていただきたいなと思います。以上です。

(仲谷教育総務企画課長) ありがとうございます。考えさせる教材はたくさんあると思いますので、そういうものも検討していきたいと思っておりますし、このICT化はまさに教員の働き方改革にも繋がると思っています。例えば丸付けでも、紙であれば全て丸付けをしていかないといけないのですが、打ち込むことによって瞬時に答えが集計されて集約されるということもございますので、そういったものも含めて色々検討を進めていきたいと思っております。

(良原委員) 不登校生徒の対応というのがありますが、学校に来ない子に対しても色々な関わりを持っていくという意味ではとても大事なことだと思います。

不登校の子だけではなくて、学校に行かない、行けない子どもたちということでは、入院をしている子や、長期で病気を抱えている子どもにも、学力あるいは学校の関わりをどうしていくのが重要です。それともう1つ、私がスクールカウンセラーをしていたときに、中学生の子どもや保護者がよくおっしゃったのは、学校の授業料は無償化でいいのだけれども、交通費が馬鹿にならない、だから自転車でいける場所にしか学校は受験できないというような内容で、そのような話を毎年聞くことが一定ありました。そういう意味で経済的に厳しい家庭の子どもたちに対してのサポートの一助にもなるのではないかなと考えます。

(本屋企画室長) 他の方はどうですか。

(向井政策アドバイザー) 私から1点だけなのですが、スマートスクールになれば学校現場のやり方、対応が大きく変わってしまいます。学習の教え方など、全てが変わってきます。非常に可能性はあるので、やりがいもあると考えております。

ただ、家庭を学校現場と同じような環境・状況にするために、お金の方も、各家庭においてかかってくるということになれば、家庭環境が学校におけるいわゆる成績、そういう評価にも関わってまいりますので、スマートスクールと同じような環境を家庭においてもある程度整備できるようなことも考えていかないといけないと思います。そうしなければ、また格差が広がるという可能性はあると思いました。

(酒井教育長) ICT 環境の整備というのは手段であり、目的ではないわけでありまして、学校、あるいは家庭も含めてですが、そういう環境をつくり上げていくということと、それを有効に活用する知恵というものを、現場からどんどん募るべきでありますし、そういうことが大阪の教育力の向上に繋がると思います。

2020 年度はモデル事業をやらせていただいて、そこで知恵を集積をすると同時に、やはり基盤整備という意味で言いますと、1 人 1 台の端末というのはどうしても私どもとしては、知事をお願いをしたいと思っておりますので、その辺の時期も含めて、出来るだけ早め早めに全国に先駆けてできるようにしたいと考えておりますので、どうか知事よろしくお願ひします。

(本屋企画室長) 他の方はどうですか。

(岩下委員) タブレットを使用するにあたってお願いしたいことがあります。大阪の子どもたちの体力も少しずつ上がってきていますが、かなり低い状況です。例えば動画などを使って、その技術の練習段階や、あとは自分の動画と、プロフェッショナルな動画を比べられるような形で、体育の授業にも使えたらなと思います。

あともう 1 つはグローバル社会なので、地球の本当に裏側の方とも、すぐ繋がる時代になっていますので、例えば同学年の生徒で 1 つ何かテーマを決めて、その中で意見交換などができたら、学校が楽しくなったり、また色んな意味で良い教育に発展していくのではないかと思います。

(本屋企画室長) ありがとうございます。

(吉村知事) 学校における ICT の環境の整備というのは、僕は力を入れて進めていきたいと思ひます。これからの教育に必要だと思ひます。まず、竹若委員から英語力のお話がありましたが、中学校 3 年でも全国よりまだ上にあると。これは僕は驚異だと思ひています。今、大阪府が大阪府の 3 分の 1 ぐらいを占めていますが、全国の学力テストも最下位です。僕が市長時代に最下位を上げると言ったら、上げることが問題だ、学力が全てじゃないと言われました。個性や家庭環境も一人ひとり違ひますが、少しでも学力を伸ばしていく努力をしていきましょうということで、かなり力を入れてやってきました。しっかりやる先生にはきちんと評価する、そうではない先生は評価しないと云ったら、大炎上もしました。吉村は教育の破壊者だと言われましたが、それぞれの個性に応じて子どもたちの学力をつけてあげると云うことは、僕は絶対に必要だと思ひます。

特に英語においては、これからの社会で、より一層必要になってくると思ひます。そういう意味で橋下市長時代から、大阪は英語にかなり力を入れていまして、僕も基礎自治体の長として大阪市長のときは英語はかなり力を入れました。力を入れると結果も出てくるわけです。これからの社会で英語というのは当然必要になってくるので、使える英語の教育というのは、大事だと思ひます。

もちろんそれは英語力だけじゃなくて、自分からアグレッシブに積極的にポジティブに下手でも話しかけるとか、そういうことがすごく大事なのですが、その前提として、きちんとした英語教育を ICT で受けられる環境にするということが重要と思っています。

そういう点では、ICT は僕は非常に効果的だと思います。学校の先生の英語力も、もちろんそれぞれ高い英語力がありますが、それぞれ力は違いますし、今の学校の先生というのは、昔の英語教育を受けてきたという連鎖にありますので、ネイティブの発音というのは、出せるかといつとなかなかそう上手くは出せないです。英語を実際聞いたり、やりとりする、あるいは同年代の子とやりとりすることは、ICT だったらできます。これから英語力を向上させていくという意味では、ICT は非常に有力だと思います。今でも全国より上で頑張っていますので、ICT を使ってもっともっと英語力は高めていけるので是非やっていきたいと思っています。

英語だけに限らず、数学・理科・体育など、この ICT の活用の幅はかなり広がりますし、先生の負担も僕は減らすこともできると思っています。この教え方がいいとなれば、それを参考にしながらやれば、先生も負担が減って、頑張らないといけない生徒に力を入れるといったこともできてくると思いますので、ICT の教育を広めていくというのは、非常に重要なことだと思っています。

小・中学校については 1 人 1 台にするという方針を総理も出されました。

府立学校においても 1 人 1 台にするということを僕はやっていきます。資料 5 の 6 ページをみると、中学校で 1 人 1 台が実現するのが 2021 年度です。2021 年度に中 2・中 3 生は、タブレットを使った ICT の教育を受けているわけですので、2022 年の 4 月からは府立高校生も全員 1 人 1 台のタブレットで勉強できる環境を整えていきたいと思っています。

今回のモデル事業では、まずは英語に僕も是非力を入れていきたいと思っています。万博などで僕もかなり世界中を回りましたが、英語は絶対必要だと思います。もちろんアグレッシブに自分から喋りかける姿勢も必要ですが、英語は必要で、これからおそらく色々な翻訳機も出てくると思いますが、それでも基本的な理解、せめて日常会話できるぐらいの英語力、そこからさらに自分の仕事で必要ならば専門的な英語となってくるかもしれませんが、これからの今の子どもたちが大人になったときに、日常会話ぐらいはできる英語力を付けさせるということは、僕は絶対やらなければいけないことだと思っていますので、是非やりたいと思っています。英語力を向上させていきたいなと思っています。

それから、それ以外の 3 つのモデル事業も非常に重要です。外国籍の子どもたちの日本語指導については、外国籍の子どもたちが増えていますから、非常に課題になっています。エリアによっては集中しているところもあるので、これはこの ICT を使って非常に有効に活用できるだろうと思っています。

不登校の子どもについては、これは良原委員もおっしゃいましたが、長期で入院してる子に対して教えに行く仕組みがありますが、それに加えて ICT という手段があれば、もっと自由にできるのではないかと思います。入院ではなくても長期間教育が受けられない環境にあっても、ICT があれば受けられることにはなると思うので、是非活用したいと思います。

それから不登校というのは、減らしていく努力はしなければなりません、でもどうして

も学校に通えないときに、学校が全てじゃないという判断が僕はあってもいいと思います。長い人生で見たときに、もちろん学校で集団教育を受けて、色んな科目の教育を受けて、一生懸命学力を上げる努力をして、それぞれの個性に応じて、集中力を鍛えて、それが将来何か問題にぶち当たったときに乗り越える力になるので、非常に学校教育は重要だと思います。ですが、どうしても学校教育が駄目だっていう生徒もいますし、色んな環境の中で、自分の命を落とす生徒だっています。それを考えたら、学校で命を落とすことを考えたら、「もう行くな」「行かなくてもいい」というぐらいの考えを持ってもいいと思います。それでも、きちんと ICT を使えば、教育は受けられる環境にあると。不登校を勧めるわけでは当然ないですし、不登校は減らしていくべきですが、どうしても合わない、このままいったら本当にもう自分は命がどうなるか分からないというような子どもたちは、絶対に登校しなければいけないということではなく、学べる環境作りというのをやった方がいいと思っています。

そういう意味でも、今も教育支援センターでやっていますが、ICT を使えば、不登校になった子どもたちの学ぶ環境整備にも繋がってくるのだらうと思っています。

もう1つは、支援学校での就労支援ということですが、これは支援学校の卒業生が就職して、そこで社会で働く立場になりたいと思っている。そういう教育を実際に行っているわけなので、それに資する教育を ICT を活用したやり方でできれば、よりこれは僕は非常に重要なことだと思っています。

この4点を2020年度のモデル事業として実施して、そして2022年度からは、1人1台でやるという方針を是非進めていきたいと思っています。モデル事業ですから、良い面も悪い面も出てくると思うので、そこは色々改良しながら進めていってもらえたらなと思います。

(本屋企画室長) ありがとうございます。それでは、時間もきていますので、本日の令和元年度第1回大阪府総合教育会議を閉会したいと思います。本日の議論の内容を今後の教育行政に活かしていただけたらと思います。なお、本会議の様子は、後日大阪府のホームページに掲載予定です。本日は、本当に長時間にわたり、どうもありがとうございました。

以上